

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革・実行計画		
No. <b>41</b>	改革項目(名称) ① 悪質滞納者への対応の強化	担当課 納税課
		電話 670
		実施内容 行政サービスの制限等を盛り込む悪質滞納者に対する特別措置条例等について検討する。
位置づけ	大綱	基本目標3 健全な財政運営の推進
	実行計画	3-(4) 財源確保の取組み

■特記事項(実施内容の変化など)

特になし。
-------

■進行スケジュール

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
当初計画スケジュール	○	○	○	○	○					
H19改訂スケジュール	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→

【凡例】

- 実施
  - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
  - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
  - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
  - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止  
当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

Plan! 改革の取組み予定		
年度		マーク
▼平成19年度における取組み予定		
17	・他市町村における制定状況の確認	○
18	・他市における実施状況の確認	○
19	・滞納者を含め、与える影響について検討	○
20	・滞納者を含め、与える影響について検討	↓
21	・滞納者を含め、与える影響について検討	↓
22		
23		
24		
25		
26		

Do! 改革の取組み		
年度		マーク
▼平成19年度までの取組み結果		
17	・制限条例等の制定状況は極めて低く、検証等を行うには不適當な現況である。 ・過去の制定済み市町村でも、措置実施状況は皆無である。	○
18	・前年度に引続き、情報収集を行ったが、前年度と同様な状況であった。	○
19	・引続き情報収集を行ったが、17・18年度と同様な状況であった。	○
▼評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)		
20	・前年度に引続き、情報収集を行う。	○
21	・「悪質滞納者への対応強化②」への統合を検討する。	↓
22		↓
23		↓
24		↓
25		↓
26		↓

Check! 19年度の取組みへの評価	
<p>・情報収集を行ったが、全国的に導入が進展しているといった状況になく、その効果についても未だ不透明であることから、導入に向けた具体的検討には至っていない。</p> <p>・行政サービスの制限を行う特別措置条例は、行政サービスを行うセクションにおいて実施するものであり、滞納者に対する処分とは全く別のものである。また、滞納整理を進めた中で知り得た滞納状況や処分内容等は公開出来ない事項であり、他のセクションへの氏名等の自発的な公表は困難と判断される。</p>	
Action! 評価を踏まえ改善する内容	
<p>・平成20年度は、引き続き情報収集を行う。</p> <p>・20年度において大きな進展が無い場合は、本件を改革項目No.42の「悪質滞納者への対応強化②」に統合することを検討する。その場合、本件に関する情報収集は継続し、さらなる実例があった場合にはその効果・影響等について把握することとする。</p>	